

水質汚濁防止関係法令と土壌汚染状況調査における有害物質の違い

物質名	水質汚濁防止関係法令 の有害物質（※1）	土壌汚染状況調査が 必要な管理有害物質
1 カドミウム及びその化合物	●	
2 シアン化合物	●	
3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る）	●	
4 鉛及びその化合物	●	
5 六価クロム化合物	●	
6 砒素及びその化合物	●	
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	●	
8 PCB（ポリ塩化ビフェニル）	●	
9 トリクロロエチレン	●	
10 テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	●	
11 ジクロロメタン（塩化メチレン）	●	
12 四塩化炭素	●	
13 1, 2-ジクロロエタン	●	
14 1, 1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	●	
15 1, 2-ジクロロエチレン	●	
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	●	
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	●	
18 1, 3-ジクロロプロペン（D-D）	●	
19 チウラム	●	
20 シマジン（CAT）	●	
21 チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	●	
22 ベンゼン	●	
23 セレン及びその化合物	●	
24 ほう素及びその化合物	●	
25 ふっ素及びその化合物	●	
26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	
27 クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	●	
28 1, 4-ジオキサン	○	

※1 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質等

※2 「●」「○」は、別ファイルの対象事業者の一覧について、「有害物質使用特定施設」の欄に同様の印を記載しています。
土壌汚染状況調査は、府条例において**ダイオキシン類**を対象にしていますので、同一覧の「ダイオキシン法」の項目をご参照ください。